(経済産業省)

						(栓 済厍耒省)
制	度 名	3	中小企業者等	の法人税率の特	寺例	
税	E	1		特別措置法第 27条の3の2		2、第68条の8、租税特別措
要		<u>.</u>				
望		中小屲	と業者等に係る	法人税の軽減	税率を 15%;	から 11%に引き下げる。
Ø						
内						
容				平年度の減 (制度自体 <i>0</i>		▲104, 400 百万円 (▲104, 400 百万円)
新	(1)	政領	美目的			
設				なが国経済の基	盤であり、均	地域経済の柱として多くの雇用
		を担う存在であることから、中小企業者等の法人税の軽減税率を引き下(とでその活性化や競争力の向上を図る。				人税の軽減税率を引き下げるこ
拡		C C C ◆ V 位 I I I I V W T V I ▼ V I で 区 O 0				
充	(2)	(2) 施策の必要性				
又		-			-	平成 20 年後半からの国内需要 たるデフレ、国内産業の空洞化
は						きるアプレ、国内産業の空洞化等に影響を受けやすい中小企業
延	者	等は崩	厳しい状況に置	かれている。	また、足下で	では欧州政府債務危機を巡る不
長						がっており、我が国の景気を下 3月の金融円滑化法の期限到
を						に伴い、中小企業者等は、先
必				t金繰りの圧迫 おそれがある		王縮等により、一層厳しい経営
要	_					経済の基盤であり、地域経済の
ع						ら、中小企業者等に係る軽減税
す	1 .					キャッシュフローを改善し、財 を高め、地域経済の活性化、雇
る	用	の確例	杲・増加を図り			内な経済成長に貢献することが
理	必	要でも	ある 。			
由						

			<u>, </u>
今回の		政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 取引・経営の安心
要望に関連		政策の 達成目標 租税特別措 置の適用又 は延長期間	厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業者等の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保・増加、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 当分の間
する事	る 	同上の期間 中 の 達 成 目 標	法人税の軽減税率の特例を含めた中小企業関連税制等諸施策 を通じて中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や経営基 盤の強化を図る。
事 項	合 理 性	政策目標の 達 成 状 況	平成 21 年度の本特例措置創設以降、中小企業の資金繰りは改善の兆しが見え始めてきたが、足下での円高の進行や平成 24 年度末の金融円滑化法の期限到来、消費税率の二段階の引上げ等により先行きは極めて不透明な状態にある。こうした状況下において中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、本特例措置に基づく軽減税率の更なる引下げが必要である。 ※中小企業の資金繰り判断 DI (「好転」ー「悪化」社数構成比) (全産業<製造・建設・卸・小売・サービス>、前年同期比) -18.5 -18.
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	全ての中小企業者等が適用対象となる。 【適用件数】 ・平成 24 年度: 688, 997 件(直近実績と同程度並と想定) ・平成 25 年度: 688, 997 件(同上) ・平成 26 年度: 688, 997 件(同上) ・平成 27 年度: 688, 997 件(同上) (出典) H22「会社標本調査」により経済産業省試算(国税庁) 【減収額試算】
	効	措置の	機構) 全ての中小企業者等が適用対象となる。 【適用件数】 ・平成 24 年度: 688, 997 件(直近実績と同程度並と想定) ・平成 25 年度: 688, 997 件(同上) ・平成 26 年度: 688, 997 件(同上) ・平成 27 年度: 688, 997 件(同上) (出典)H22「会社標本調査」により経済産業省試算(国税

		/ /
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	 (* 復興特別法人税で、15%→16.5%、減収規模 392 億円) ・平成 25 年度(15%→11%): 1,044 億円(経済産業省試算) (* 復興特別法人税で、11%→12.1%、減収規模 757 億円) ・平成 26 年度:同上 ・平成 27 年度:同上 (出典)財務省試算を基に経済産業省試算 事業年度の所得の金額が 800 万円以上の中小企業者等については、法人税の軽減税率を 15%から 11%に引き下げた効果として 32 万円、25.5%の税率が適用される中小企業者等以外の法人との差額では 116 万円のキャッシュフローが生じることとなり、消費税率の二段階の引上げ等により厳しくなることが見込まれる中小企業者等の資金繰りが改善する(事業年度の所得の金額が 800 万円未満の中小企業者等についても所得金額に比例した法人税の軽減により、相応に資金繰りが改善する。)。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	本特例措置と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
相	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
性	要望の措置の 妥 当 性	金融円滑化法の期限到来や消費税率の二段階の引上げ等は、 環境変化に特に影響を受けやすい中小企業者等に更なる利益の圧 縮、資金繰り圧迫をもたらす懸念があり、我が国経済に大きな影響 を与えるおそれがある。こうした先行き不透明な状況下において、本 特例措置は、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、 財務基盤を強化するものであることから、政策手段として的確 である。 また、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の 法人の法人税率に差異を設けた制度であることから、課税の公 平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置とな っている。
事項 - 適用実績と効果に関連するこれまでの租税特別措置の	租税特別 措 置 の 適用実績	※過去の適用件数 ・平成 21 年度: 697, 692 件 ・平成 22 年度: 688, 997 件 ・平成 23 年度: 688, 997 件(直近実績と同程度並と想定) (出典) H22「会社標本調査」により経済産業省試算(国税庁) 【減収額試算】 ・平成 21 年度(22%→18%):1,100 億円 ・平成 22 年度(22%→18%):914 億円(財務省試算) ・平成 23 年度(22%→18%):895 億円(財務省試算)

	租税特別措 置のる 効と (手段) 効性 の有効性) 前回要成目 の達成目標	軽減税率の引下げにより、中小企業者等に係るキャッシュフローが改善され、設備投資や内部留保の増加を促すこととなり、中小企業者等の活性化、競争力の向上、雇用の増加が図られる。具体的には、軽減税率の引下げによる減収額 1,044 億円に対し、本措置によって国内生産額が 3,302 億円増加し、GDPが 1,722 億円押し上げられ、それに伴い 21,162 人の雇用創出効果がもたらされるという試算がある(中小企業庁委託調査による試算)。 中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。
	前か度にな理回のではは場ででは、一切のでは、単のでは、単のでは、単のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	本特例措置を創設した平成 21 年度以降、中小企業の資金繰り D I や業況判断 DI は一部で回復の兆しが見え始めたが、平成 23 年 3 月の東日本大震災や近年の継続的な円高等により、依然 として業況判断 D I は▲21.7、資金繰り DI は▲18.5 と大幅なマイナス水準となっている。他方、2011 年度の実質 G D P 成長率が▲0.0%という状況の下、平成 24 年度末の金融円滑化法の期限の到来とともに、平成 26 年 4 月、平成 27 年 10 月の消費税率の二段階の引上げが決定されていることを踏まえれば、先行き不透明な中で、中小企業者等は、更なる利益の圧縮、資金繰りの圧迫化等により、一層厳しい経営を強いられるおそれがあり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。中小企業者等は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、財務基盤の安定・強化を図ることで、その成長力を高め、地域経済の活性化、雇用の確保・増加を図り、もって日本経済の自立的な経済成長に貢献することが必要である。
これまでの 要 望 経 緯		・平成 21 年度 創設(軽減税率 18%、所得区分 800 万円以下) ・平成 22 年度 政府税制調査会での数次に亘る議論を経て、税制改正大綱(平成 21 年 12 月 22 日)において、「我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っているのは中小企業です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。このため、租税特別措置の見直しに当たっても、中小企業にはできる限りの配慮を行います。また、公益法人などに対する税率との均衡等も勘案しつつ、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要です。これについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します。」と結論。・平成 23 年度税制改正(平成 23 年 11 月法案成立)において、本則税率を 22%から 19%に、軽減税率を 18%から 15%に引下げ。